

十九八七	六五四	三二一	〇年基財 人向け個 財務省告 示第十八 債の發行 条件等を三 月十日財務 大臣と麻生 太郎。
払経利発発 込過率行行 み利価日 子格 の	振額最高 替最低 単額 位面金	發行額 及の適 用及び根 據の根拠 の法律及 の項及び その根拠 の規定	号稱及 び記
(一) 年額平す額の振 え、各取扱機関は、 次の算式に より算出した 金額に加 え、○面成るの 各・金二十 一額十六 七百六十 円年 上にセ ンき ト百 円日 にによ る最振 替口 も額 の面座 と金簿	一四額の定以 五十面振の下 円一金替適 万額機関を 円では受 六百日は 二十銀行 八千八百 の規定	社債第一 （平成十三 株式等の 第二關す 三年法律 振替に關 のとし、 八千八百 の規定	特五個年 別年會計 （第三十四 人利付國 付三十回 券（固定 年）の規 定期券 定期券 定期券 定期券

（一）年額平す額の振
え、各取扱機関は、
次の算式に
より算出した
金額に加
え、○面成るの
各・金二十
一額十六
七百六十
円年
上にセ
ンき
ト百
円日
にによ
る最振
替口
も額
の面座
と金簿

一四額の定以
五十面振の下
円一金替適
万額機関を
円では受
六百日は
二十銀行
八千八百
の規定

社債第一
（平成十三
株式等の
第二關す
三年法律
振替に關
のとし、
八千八百
の規定

特五個年
別年會計
（第三十四
人利付國
付三十回
券（固定
年）の規
定期券
定期券
定期券
定期券

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.17}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十一・三一五を乗じ
た金額（ただし、当該国債を
発行時において取得する者が
非居住者である場合には、前
記(一)の算式により算出した金
額に当該非居住者が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額）を控除することができる。

十一 初期利子

平成二十六年八月十五日を支払
とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
額が銀行休業日に当たるときは、
次号及び第十三号において同じ。
する期日にについて同じ。規定期

$$\text{額面金額} \times \frac{0.17}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二

後第二期利息

利子を毎年二月十五日及び六月
間の支払期に属する。前六月間
に支払う。その日以前、各支
払期とし、各支払期におい
て利子を支払う。

の	中	払	払	償	償
取	途	込	込	還	還
扱	換	場	期	金	期
い	金	所	日	額	限

(一) 式 次 う 七 中 平 額 平

す生に第る個入にての出るなに額に相
る金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額）
まるで平平より分とし十の買本年二月
にこの区とと算にし十五買本年二月に
規六省人経はと端し金お粗當する金額
へな定十令向過一し数、額、當する金額
次いす八（け利円、がそは受する金額）
号銘る号平国子と一生の、入る金額
に柄受（成債にす円じ算次經金額）
おに入第十の相るにた出の過利子に相当
いつ經四四發当。満場結算利子に相当
てい過条年行すたた合果式子に相当す
同て利第財等るだなにににににににに
じは子十務に金しいは円よ相過利子に相
。零が二省関額、場切未り当利子に相
）。と發項令すは受合捨満算す利子に相

$$\text{額面金額} \times \frac{0.17}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

× 365

(二) 平成二十七年八月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
）第十二条の四第一項に規定
する特別障害者扶養信託契約の
受益者を含む。）が、死亡したそ
と生きにはその相続人が、又はそ
の、居住する市町村（特別区を含
す）の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
八号）による救助の行われる
条の規定による。

中途換金の特例

十八

向十有た災害十救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行われる
け十五日前が發生し、当該災害にかかる
け國債の中途換金を請求する者
が、平成二十七年二月
向十有た災害十救助法（昭和二十二年法律第百八号）による救助の行われる
け十五日前が發生し、当該災害にかかる
け國債の中途換金を請求する

この取扱いがでやるものとし、その買取額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年八月十五日から平成二十七年二月十五日前までの間の場合

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 $\times \frac{7.9.685}{100} +$ 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十六年八月十五日前までの間の額

当該面額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)